

令和4年（2022年）第2回可児市議会臨時会提出議案説明書

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方税法の改正に伴い、可児市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正内容

【第20条の5】経過措置の期間満了に伴い、特例民法法人に寄附金税額控除を認めるものとする規定を削除するもの。

【第33条、付則第10条の2第3項～第15項】地方税法の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

【付則第10条の2第2項】下水道除害施設に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の5分の4とする。

【付則第10条の3】新築住宅等に対する固定資産税の減額措置について、熱損失防止改修工事を行った住宅に係る特例の拡充に伴い、改める。

【付則第12条】宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税において、商業地等に係る課税標準額について、5%を乗じた額を加算した額とするものを、令和4年度に限り、2.5%を乗じた額を加算した額とする負担調整措置を行う。

(2) 施行日／令和4年4月1日

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

租税特別措置法等の改正に伴い、可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正内容

【第2条第1項】企業等の特定業務施設の整備を促進するための当該整備に伴う不均一課税制度について、適用期限を2年延長する。

(2) 施行日／令和4年4月1日

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方税法の改正に伴い、可児市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正内容

【付則第1条の2、付則第1条の3、付則第9条】地方税法の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

【付則第2条】宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税において、商業地等に係る課税標準額について、5%を乗じた額を加算した額とするものを、令和4年度に限り、2.5%を乗じた額を加算した額とする負担調

整措置を行う。

(2) 施行日／令和4年4月1日

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方税法施行令の改正に伴い、可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正内容

【第3条第2項、第23条】基礎課税額（医療給付費分）の賦課限度額を、63万円から65万円に引き上げる。

【第3条第3項、第23条】後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を、19万円から20万円に引き上げる。

(2) 施行日／令和4年4月1日

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正内容

【第57条】認定こども園、幼稚園、特別支援学校等が施設等利用費を法定代理受領している場合に、特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を要しないこととする。

(2) 施行日／令和4年4月1日

議案第37号 令和4年度可児市一般会計補正予算（第1号）について

○提出議案数／承認5 予算1 合計6

【諸般報告】

報告第 3 号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

和解及び損害賠償額を定めたもの。

施設管理の瑕疵による事故に係るもの（1件）

損害賠償額 6,200円

報告第 4 号 繰越計算書について

次の予算の繰越計算書を報告するもの。【地方公営企業法第26条第3項】

令和3年度可児市水道事業会計予算

令和3年度可児市下水道事業会計予算